西条市社協児童デイサービスセンターひまわり指定多機能型事業所の運営規程

（指定児童発達支援事業・指定保育所等訪問支援）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人西条市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する児童デイサービスセンターひまわり（以下事業所）という。）が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定児童発達支援の事業及び指定保育所等訪問支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）に対し、適切な指定児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効率的な指導及び訓練を行うものとする。

２　事業者は、当該障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めるものとする。

３　事業者は、地域及び家庭との結びつきを重視し、県、関係市町、障害福祉サービス事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めなければならない。

４　前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）及び愛媛県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　　　西条市社協児童デイサービスセンターひまわり

（２）所在地　　　　西条市石田339－1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　指定児童発達支援に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者１名（常勤。保育士兼務）

　　　管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者１名　　　（常勤専従）

　　　児童発達支援管理者は、児童発達支援計画の作成業務のほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

（３）指導員　４名（常勤４名）

　　　指導員は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

（４）保育士　１名（常勤。管理者兼務）

　　　保育士は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

２　保育所等訪問支援に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　1名（常勤。訪問支援員兼務）

　　　管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者１名　　　（常勤専従）

　　　児童発達支援管理者は、保育所等訪問支援計画の作成業務のほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

（３）訪問支援員　1名（常勤。管理者兼務）

　　　保育所等訪問支援計画に基づき、障害児及び訪問先施設の保育士等に対し適切に指導等を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　指定児童発達支援の営業日及び営業時間、並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（４）サービス提供時間　原則として午前９時から午後３時までとする。

２　指定保育所等訪問支援の営業日及び営業時間、並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（４）サービス提供時間　原則として午前９時から午後３時までとする。

(事業の利用定員)

第６条　指定児童発達支援の利用定員は、１日２０人以内とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第７条　事業の主たる対象とする障害の種類は、就学前の発達障害児とする。

（支援内容）

第８条　事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

（１）日常生活における基本的な動作の指導

（２）集団生活への適応訓練

（３）その他必要な支援

２　事業所が施設等を訪問し提供する指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

（１）障害児本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）

（２）訪問先施設の保育士等に対する支援（支援方法等の指導）

（保護者から受領する費用の額等）

第９条　事業者は、指定児童発達支援、保育所等訪問支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を提供した際は、保護者から市が定める負担上限額の範囲内において通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

３　事業者は、前２項の支払いを受ける額のほか、次の費用の額の支払いを受けることができるものとする。

（１）日用品費

（２）前項に掲げるものほか、指定児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

４　事業者は、第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用を支払った保護者に対して領収証を交付するものとする。

５　事業者は、第３項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、西条市内全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。

（２）建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。

（３）喧嘩、口論、宗教活動や営利を目的とした勧誘又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第１２条　事業所の職員は、指定児童発達支援等を提供中に障害児の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　指定児童発達支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うものとする。

４　指定児童発達支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第１３条　事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

２　事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１４条　事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置、苦情解決等の体制整備、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修その他必要な措置を講じるものとする。

（苦情解決）

第１５条　事業者は、提供した指定児童発達支援等に関する障害児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業者は、提供した指定児童発達支援等に関し、法の定めるところにより、県又は市が行う文章その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は当該職員からの質問若しくは物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者等からの苦情に関して県又は市が行う調査に協力するとともに、県又は市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに出来る限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援等を提供することができるよう職員の勤務体制を定めるとともに、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

　　①採用時研修　　採用後1か月以内

　　②継続研修　　　年1回以上

２　事業所の職員及び管理者は、正当な理由なくその業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　事業者は、職員及び管理者であった者が、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

４　事業者は、職員、設備備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存するものとする。

５　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、会長が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

　附　則

この規程は、平成２５年１１月１日から施行する。（一部改正）

　附　則

この規程は、平成２６年９月１日から施行する。（一部改正）

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。（一部改正）

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。（一部改正）

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。（一部改正）